

## (10) 非公共事業



農山漁村活性化 プロジェクト支援交付金 (旧：元気な地域づくり交付金)	事業主体	県，市町村 土地改良区等	所管課班	地形図 集団化 基盤整備	農村振興課 農村整備課 農村整備課	地域計画班 換地・用地班 農村環境整備班

## 趣 旨

農山漁村は、我が国にとってかけがえのない存在となっているものの、地域として活力の低下が続いている。このような中、新しい形態で農山漁村と関わりを持つものが増え始めている。

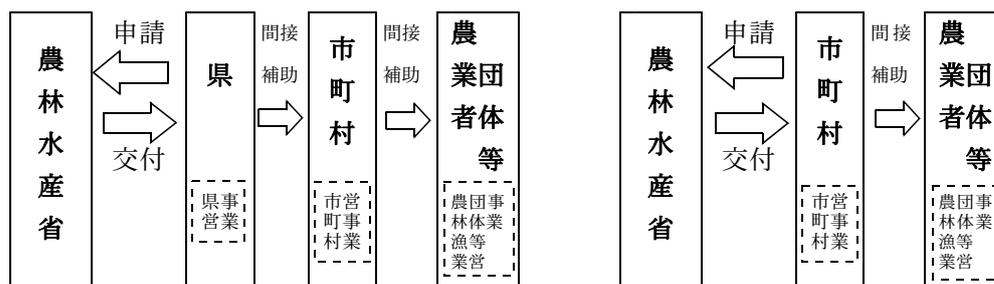
これらを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律が制定された。このことを受け、県または市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援するため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付する。

## 交付金のポイント

- ①個別事業ごとに策定していた事業の計画を「活性化計画」に一本化し、その中で、地域の実情に応じた成果目標を達成するため、多様なメニューから必要な事業内容を幅広く選択可能。
- ②市町村への直接の助成が可能
- ③ワンストップ窓口（農村振興局整備部農村整備官農山漁村地域活性化支援室）

【県計画】これまでと同じ

【市町村計画】市町村に直接支援



## 事業内容

- (1) 生産基盤及び施設の整備  
基盤整備，生産機械施設，処理加工・集出荷貯蔵施設，新規就業者技術習得管理施設
- (2) 生活環境施設の整備  
簡易給排水施設，防災安全施設，農山漁村定住促進施設
- (3) 地域間交流拠点の整備  
地域資源活用総合交流促進施設，農林漁業体験施設，自然環境等活用交流学习施設
- (4) その他省令で定める事業  
遊休農地解消支援，地域資源活用起業支援施設，地域資源循環活用施設，地域住民活動支援促進施設，土地利用調整，農地等補完保全整備，景観・生態系保全整備，新規需要米生産製造連携支援
- (5) (1) から (4) の事業と一体になって実施する事業事務  
創意工夫発揮事業，農山漁村活性化施設設備附帯事業

---

## 活性化計画

◎計画主体（「活性化計画」を作成する者）

県，市町村（単独又は共同して作成）

◎計画の内容

計画主体は，自主的かつ自立的な視点に立ち，計画作成時から起算して3年から5年後において，地域がどのような活性化を目指しているのか明確化する。

◎計画期間

3年間から5年間までの範囲内で設定する。

◎計画の審査基準

- 1 活性化計画の目標及び事業活性化計画が適切に，設定されていること。
  - 2 交付金対象事業の総合的実施が，活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に資すると認められること。
- 

## 施策の実施

活性化計画に基づく施策の実施期間は，原則として1年間から3年間までとしているが，3年以上に及ぶ施策の実施の場合は，計画期間（最大で5年）を限度に実施可能。

---

## 事業実施主体

県，市町村，土地改良区，農業協同組合，NPO法人，農林漁業者等団体 など

---

## 実施基準

### 1 生産基盤及び施設の整備

#### (1) 基盤整備

- ① 農業用排水施設 ② 農道 ③ 暗きょ排水 ④ 客土 ⑤ 区画整理  
⑥ 農地造成 ⑦ 交換分合 ⑧ 農用地保全 ⑨ 土地改良施設保全 ⑩ 農業集落道

#### (2) 生産機械施設 ① 営農飲雑用水施設

### 2 生活環境施設の整備

#### (1) 防災安全施設 ① 防災安全施設

ア 上記に掲げる1の(1)の①から⑤までを行う施策であって，受益面積の合計がおおむね5h以上であり，かつ，担い手（集積対象者）への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備保全が見込まれるもの。（2つ以上を併せ行うことも可）

イ 地域水田農業ビジョンに即して，上記に掲げる1の(1)の①，③，④，⑥及び⑧を行う事であって，受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。（2つ以上を併せ行うことも可）

ウ 上記に掲げる1の(1)の①から⑥及び⑧を行う事業であって，受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり，受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積割合が6%以上となり，かつ，交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。（2つ以上を併せ行うことも可）

エ 上記に掲げる1の(1)の②，⑤，⑥，⑦及び⑧にあつては，上記アからウまでによるほか②および⑤にあつてはイにより行う事業，⑥及び⑧にあつてはアにより行う事業，⑦にあつてはア，イ又はウにより行う事業と併せ行うこと。

オ 上記に掲げる1の(1)の⑨、⑩、(2)の①及び2の(1)の①にあつては、ア、イ又はにより行う事業と併せ行うこと。

### 3 地形図作成

受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、実施後3年以内に経営体育成基盤整備事業等（営体育成基盤整備事業実施要綱及び耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱に規定す区画整理事業）又は上記に掲げる1の(1)の⑤に着手することが確実であること。

### 4 農用地等集団化

(1) 換地計画	(2) 集落整備地域換地設計	(3) 経営体育成促進換地等調整
(4) 交換分合	(5) 交換分合附帯農道等整備	

受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、換地計画を定める土地改良事業の着手の見込み確実である、又は農用地の集団化が見込まれるものであること。

### その他

◎計画が終了する年度の翌年度に、事後評価を行い、その結果については学識経験者等第三者の意見を聴いた上で公表する。

◎事業は農山漁村活性化法により施行されるが、事業実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

### 交 付 率

負担割合	事業メニュー	上段 ----- 下段	国	県	その他	備 考
			一 般 (中山間)	—	一 般 (中山間)	
合	基盤整備 (ハード事業) ※P97の1及び2		50	15	35 (30)	左記の交付割合はH21新規採択地区まで。 H22以降採択地区は県負担0%
	農用地等集団化	(55)	0	50		
	地形図作成			0	45	
	その他メニュー		1/3~1/2	0	1/3~1/2	その他メニューについての交付率の詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領を確認のこと

◎「元気な地域づくり交付金」から「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」へメニューの変遷（参

「元気な地域づくり交付金」

事業メニュー	新交付金 要件類別
【元気な地域づくり交付金】	
○元気な地域づくり推進交付金	
遊休農地の解消	
遊休農地解消対策活動促進支援	1
遊休農地再生活動等総合支援	2
○元気な地域づくり整備交付金	
美の田園振興	3
情報基盤整備	4
やすらぎ空間事業	5
遊休農地活用土地条件整備	6
基盤整備促進	
農業生産基盤	7
農村生活環境基盤整備	8
農業経営高度化支援	9
地形図作成	10
農用地集団化	11
田園自然環境保全	12
戦略的畑地農業振興整備	13
農地情報整備	14
農林漁業の振興	
農業生産基盤整備	15
農業生産施設整備	16
林業生産基盤整備	17
林業生産施設整備	18
漁業生産施設整備	19
就業所得機会の創出	
地域資源活用起業化施設	20
山村と都市との交流促進	
多面的交流促進施設整備	21
文化教育交流促進施設整備	22
里地棚田・自然景観保全推進	
農林地利用・保全管理促進施設整備	23
集落機能・自然景観保全施設整備	23
里地棚田保全整備	24
定住促進生活環境の整備	25
高齢者・女性等生きがいの発揮促進	26

◆その他の交付金

【森林づくり交付金】	
森林地域環境の整備	27
【強い林業・木材産業づくり交付金】	
森林空間活用施設整備	28
共生対流促進施設整備	29
【強い水産業づくり交付金】	
漁村コミュニティ基盤整備	30

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」

事業名	事業メニュー	要件類別							
(1) 生産基盤及び施設の整備									
基盤整備	①農業用排水施設	7							
	②農業用道路	7							
	③暗きょ排水	7							
	④客土	7							
	⑤区画整理	7							
	⑥農地造成	7							
	⑦交換分合	7							
	⑧農用地保全	7							
	⑨土地改良施設保全	8							
	⑩農業集落道	5	8	12	24	25			
	⑪連絡農道	15	23						
	⑫農業経営高度化等支援	9							
	⑬地形図作成	10							
	⑭農用地等集団化	11							
	⑮農地情報整備	14							
	生産機械施設	⑯林道・作業道	17						
⑰新規作物導入支援施設		16							
⑱育苗施設		16							
⑲農林水産物運搬施設		16							
⑳営農飲雑用水施設		8	16						
㉑高生産性農業用機械施設		13	16	32					
㉒農業経営改善安定機械施設		16							
㉓農林業基盤整備用機械		6	16						
㉔林業機械施設		18							
㉕特用林産物生産施設		18							
処理加工・集出荷 貯蔵施設	㉖種苗生産・蓄養殖施設	19							
	㉗農林水産物処理加工施設	13	16	32					
	㉘乾燥調製貯蔵施設	16	32						
新規就業者技術習 得管理施設	㉙農林水産物集出荷貯蔵施設	13	16	19	32				
	㉚新規就業者技術習得管理施設	16							
㉛林業技術研修施設	27								
(2) 生活環境施設の整備									
情報通信基盤施設	㉜情報通信基盤施設	4	30						
	簡易給排水施設	㉝簡易給水施設	5	25					
		㉞簡易排水施設	5	25	30				
防災安全施設	㉟飲雑用水施設	12	24	30					
	㊱防災安全施設	8	12	24	30				
農山漁村定住促進 施設	㊲の2農山漁村定住促進施設	31							
(3) 地域間交流拠点の整備									
地域資源活用総合 交流促進施設	㊳都市農山漁村総合交流促進施設	5	21	27	30				
	㊴廃校・廃屋等改修交流施設	5	23	27	30				
	㊵の2受入機能強化施設	5							
	㊶交流活動基盤施設	12	24						
	㊷木材利活用促進施設	18	29						
	㊸農林水産物直売・食材提供供給施設	16	28	30					
農林漁業体験施設	㊹地域資源活用交流促進施設	21	30						
	㊺農林漁業体験施設	5	6	12	21	24	27	28	30
	㊻農山漁村体験施設	21	27	28	30				
	自然環境等活用交 流学習施設	㊼自然環境保全・活用施設	5	12	23	24	27	28	30
㊽の2宿泊体験活動受入拠点施設		5							
㊾教養文化・知識習得施設		22	27	28	30				
(4) その他省令で定める事業									
遊休農地解消支援 総合鳥獣被害防止 施設	㊿遊休農地解消支援	1	2						
	①総合鳥獣被害防止施設	6	12	23	24				
地域資源活用起業 支援施設	②地域資源活用起業支援施設	20	30						
	地域資源循環活用 施設	③リサイクル施設	16	27	30				
④自然・資源活用施設		16	27	30					
地域住民活動支援 促進施設	⑤高齢者・女性等地域住民活動・生活 支援促進機械施設	26	27	30					
	⑥健康管理等情報連絡施設	26							
	⑦船舶離着施設	30							
土地利用調整 農地等補完保全整 備	⑧土地利用調整	11							
	⑨産地振興追加補完整備	13							
景観・生態系保全 整備	⑩小規模農林地等保全整備	3	6	8	12	15	23	24	
	⑪景観・生態系保全整備	3	12	24	27	30			
新規需要米生産製 造連携支援	⑫新規需要米生産製造連携支援	32							

## 趣 旨

土地改良施設及び土地改良施設と一体的に保全することが必要な耕作放棄地等を含む農地（以下「農地」という。）は農業生産に資する機能やこれと併せて発揮される国土の保全、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、土地改良施設及び農地の利活用に係る地域住民の共同活動の活発化を図ることが重要である。

中山間地域等においては過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が農政上の重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することは、地域の活性化を図る上で重要である。

このため、中山間地域等において、土地改良施設及び農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うものである。

## 事業内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

1) 対象地域：中山間地域（4法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域。

2) 基金の造成：県に基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）

（基金管理主体：県）

3) 基金運用益による事業

### ① 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査並びに土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全に資する工法等の研究を行う事業。

### ② 研修事業

①の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う事業。

### ③ 推進事業

・都道府県委員会等の設置及び運営

・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導

・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化

・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等

中山間地域等直接支払交付金事業	事業主体 市町村	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
-----------------	----------	--------------------

## 趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

## 対象要件

### 1. 対象地域

- ① 特定農山村法，山村振興法，過疎法，離島振興法の4法指定地域
- ② 知事特認地域
  - (1) 4法指定地域に接する農用地を有する地域
  - (2) 農林統計上の中山間地域
  - (3) 農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域

### 2. 対象農用地

農振農用地区域内であり、1 ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上の農用地で、次の①～③のいずれかに該当するもの。

- ① 急傾斜農地（田：1/20以上，畑：15度以上，草地・採草放牧地：15度以上）
- ② 自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が30 a未満で平均20 a以下）
- ③ 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
  - (1) 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地（田：1/20～1/100，畑・草地・採草放牧地：8～15度）
  - (2) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
 

高齢化率：40%（農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合）

耕作放棄率：田8%以上，畑15%以上（経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合）

### 3. 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下での、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

### 4. 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

### 5. 事業主体：対象地域を有する市町村

### 6. 事業実施期間：平成22年度～平成26年度

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (4法指定地域)	1/2	1/4	1/4	
	〃 (県特認地域)	1/3	1/3	1/3	

農地・水保全管理支払交付金事業	事業主体 地域協議会 活動組織等	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
-----------------	------------------------	--------------------

## 趣 旨

近年における農村の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となっている状況にある。また、農地・農業用水等の保全に際しては、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要である。加えて、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組を強化することが重要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や東日本大震災の影響により破損や機能低下を生じた農地周りの施設の補修、水質・土壌等の高度な保全のための取組に対し農地・水保全管理支払交付金を交付する。

## 事業内容

- 1 共同活動支援交付金  
[事業主体：地域協議会] 平成24年度～平成28年度（5か年）  
地域の農業者だけでなく、地域住民などの参画を得て、地域共同による農地、水路等の基礎的な保全管理活動及び農村環境の保全のための活動に取り組む活動組織の支援を行うもの。
- 2 向上活動支援交付金  
[事業主体：活動組織] 平成23年度～平成28年度（6か年）  
上記1を行う活動組織を対象として、施設の長寿命化のための補修・更新や水質・土壌等の高度な保全活動等の支援を行うもの。
- 3 復旧活動支援交付金  
[事業主体：地域協議会] 平成23年度～平成25年度（3か年）  
上記1を行う活動組織を対象として、東日本大震災の影響により破損や機能低下等を生じた農地周りの施設の補修等の支援を行うもの。
- 4 農地・水保全管理支払推進交付金  
[事業主体：地域協議会、県、市町村] 平成24年度～平成28年度（5か年）  
上記1から3の適正かつ円滑な実施を図るため、地域協議会、県及び市町村へ交付するもの。

## 採択基準

### ○関係する実施要綱、要領

- ・農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という)
- ・農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日23農振第2343号農林水産省農村振興局長通知、以下「実施要領」という)
- ・農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱(平成23年11月21日23農振第1912号農林水産事務次官依命通知、以下「復旧実施要綱」という)
- ・農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日22農振第2260号農林水産事務次官依命通知、以下「交付要綱」という)

- (1)実施要綱に定める事業実施主体の体制が整備されていること。
- (2)活動組織は、市町村と必要な要件を満たす協定が締結されること。

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	国	県	市町村	備 考
	共同活動支援交付金	田	2,200円	1,100円	1,100円	5年間以上実施した 場合は、左記の 7.5割とする
		畑	1,400円	700円	700円	
		草 地	200円	100円	100円	
	向上活動支援交付金	田	2,200円	1,100円	1,100円	
		畑	1,000円	500円	500円	
		草 地	200円	100円	100円	
	復旧活動支援交付金	田	2,200円	1,100円	1,100円	
		畑	1,000円	500円	500円	
		草 地	200円	100円	100円	

\* 交付金の額は、協定を締結する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。